
令和2年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第8日)

令和2年12月15日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和2年12月15日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(17名)

1番 坂本 充弘君	2番 伊原 徹君
3番 長郷 泰二君	4番 春田 新一君
5番 小島 徳重君	6番 吉見 優子君
7番 淵上 清君	8番 黒田 昭雄君
9番 小田 昭人君	10番 山本 輝昭君
11番 波田 政和君	12番 小宮 教義君
14番 初村 久藏君	15番 大浦 孝司君
16番 大部 初幸君	18番 上野洋次郎君
19番 小川 廣康君	

欠席議員(2名)

13番 齋藤 久光君	17番 作元 義文君
------------	------------

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	阿比留伊勢男君	次長	國分 幸和君
課長補佐	梅野 浩二君	課長補佐	柚谷 智之君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長職務代理者	吉野 建實君
総務部長	有江 正光君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	桐谷 和孝君
しまづくり推進部長	武末 祥人君
観光交流商工部長	二宮 照幸君
市民生活部長	乙成 一也君
福祉保険部長	古里 正人君
健康づくり推進部長	松井 恵夫君
農林水産部長	佐々木雅仁君
建設部長	伊賀 敏治君
水道局長	立花 大功君
教育部長	阿比留裕史君
中対馬振興部長	波田 安德君
上対馬振興部長	森山 忠昭君
美津島行政サービスセンター所長	瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長	扇 明宏君
上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	阿比留 裕君
監査委員事務局長	御手洗逸男君
農業委員会事務局長	庄司 智文君

午前10時00分開議

○議長（小川 廣康君） おはようございます。

報告します。作元義文君並びに齋藤久光君から欠席の届出がっております。

ただいまから議事日程第3号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（小川 廣康君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は3人を予定しております。

それでは、届出順に発言を許可いたします。14番、初村久藏君。

○議員（14番 初村 久藏君） 皆さん、おはようございます。会派新政会の14番議員、初村久藏でございます。通告に従いまして、主に3点、通告していますので、順次質問をいたします。

第1点目の対馬市の自然と環境を融合した観光について。

島の約90%は山林であり、自然豊かな島であると思います。森、川、里、海と融合して、対馬市の産業は今まで成り立ってきました。特に、近年は有害鳥獣等の被害により、1次産業である農林漁業、対馬の自然が脅かされています。猟友会等で駆除は行われていますが、現状ではあまり減少傾向にはないと感じております。市としての見解を伺います。

対馬市の人工林約2万ヘクタール、うち皆伐期を迎える50年～70年生が約7割と達しております。その他天然林約3.7万ヘクタールであり、自然が調和された美しい島、四季折々な癒しを感じています。

人工林がここ数年のうちに皆伐採等進んでいきます。皆伐後の再生林、また自然林、シイタケ原木等も毎年伐採をされています。特に、シイタケ伐採後は、鹿等が新芽の食害に遭い、育成しない現状であります。皆伐後の対策等、市としての考えをお伺いいたします。

2点目の巖原南部地域活性化プロジェクト策定事業についてお伺いをいたします。

第2回定例会において、委託料として予算計上されていますが、進捗状況についてお伺いをいたします。

対馬で最南の豆敷地区は、漁業が盛んな集落でありましたが、特に第1種漁業の衰退により、人口減少が著しい。しかし、昔からの行事継承、文化財等、多く残っています。豆敷崎の景観は、また対馬の宝でもあります。漁業と文化財、景観を生かした地域活性化事業を策定をお願いいたします。

3点目の対馬市の建造物、石屋根倉庫群の保存について。

対馬市の石屋根小屋は、平成18年に調査された時点では、63棟と伺っております。現在の棟数が調査してあれば、お伺いをいたします。

また、今後、対馬市の宝として貴重な建造物を後世に残すよう、所有者と協議する考えはないか、お伺いをいたします。

以上で3点、私の質問はこれで終わりますが、再質問は自席より行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） おはようございます。初村議員の質問にお答えいたします。

初めに、対馬市の自然と環境を融合した観光についてでございますが、対馬市では、平成24年に対馬市森林づくり条例を制定し、対馬の財産とも言える山林を次世代に引き継ぐことと

しています。

しかしながら、一部では、伐採後の植林等が進んでいないところが見受けられることから、市では再造林支援の補助事業に取り組んでおり、また対馬森林組合と対馬木材業組合が中心となって、森林再生協議会を立ち上げ、主伐・再造林等の森林整備制度の構築を準備中であります。

また、ゲンカイツツジやヤマザクラの保全が条例にもうたわれているところでございます。特に、久田から内山にかけては、ヤマザクラが群生しており、春の対馬を彩ってくれております。他の地域についても同様でございますが、このような人々を癒やす樹木については、保全のため、できる限り残していただけるよう、所有者の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

また、登山道の整備やトレッキングコース整備は、これまでどおり継続してまいります。森林浴を楽しむことのできる遊歩道や健康増進ルートも整備できればというふうに考えております。

一方、農林水産業を観光に活用することとして、稲作体験や野菜収穫、シイタケ栽培体験等、各種体験宿泊の商品化が進んでおります。

先ほどの質問の中でも、有害鳥獣対策についても質問がございましたけども、昨日、議員からの質問にもありましたように、有害鳥獣対策につきましては、現在、狩猟者であります猟友会の皆様の免許取得者がもう少し増えるようにというようなことで、各種の補助等を盛り込んで、捕獲者の拡大を計画しているところでございます。

水産業では、民泊等における少人数での磯釣り、船釣り、魚類の加工体験等が実施されておりますが、今後は観光と連携した遊漁船を利用した釣り、養殖クロマグロの給餌体験等の新たな体験メニューの創出を通じて、事業の確立、雇用の拡大につながるよう、取り組んでまいります。

現在、市内の民宿や農泊をまとめたグリーンブルーツーリズム協会が御尽力していただいておりますが、このような体験宿泊をコンテンツとして運営されており、順調に利用客数を伸ばしている状況であります。

今後は、これまでのコンテンツに対馬市が造成する教育プログラム等を導入していただきながら、さらなる利用客の拡大を図っていきたいというふうに考えております。

次に、厳原南部地域活性化プロジェクト策定事業についてでございますけども、この事業は、厳原南部地域の活性化のために、そのロードマップとなるアクションプランを作成するものであり、プランを検討する場として、各地区から区長とほかに1名の委員を選出し、厳原南部地域アクションプラン策定委員会を設置しております。

その第1回目の委員会を12月2日に開催し、プラン策定の方向性を共有するとともに、地域の課題等について意見交換を行ったところでございます。

今後は、地区の事業者等へのヒアリングや地域の皆さんへのアンケートも行い、地域の課題を

抽出・整理し、その解決策等について策定委員会を開催の上、今年度中にアクションプランとして取りまとめる予定としております。

次に、3点目でございますけども、石屋根倉庫群の保存についてでございますが、石屋根倉庫につきましては、島内で採石される頁岩を屋根に利用した、対馬独特の建築物で、かつては強風の吹く西海岸沿いの集落に多く見られました。その建築年代を含めた詳細は、残念ながら、はっきりとしていませんが、また景観保全の観点からも、後世に残すべき資産であると考えております。

椎根の石屋根倉庫群のうち1棟は、昭和52年に長崎県文化財保護条例の規定に基づく文化財に指定されており、平成19年に2棟、平成25年に1棟が長崎県まちづくり景観資産登録制度の地域の歴史的な景観の形成に寄与する建築物として登録されております。

石屋根倉庫の調査につきましては、教育委員会におきまして、平成17年度に対馬市として初めて全体調査を行っております。

当時の調査報告書によりますと、上対馬、峰、豊玉町は残存数がなく、上県町に7棟、美津島町に5棟、厳原町に51棟、全島で63棟でありました。

今回、15年ぶりに調査を行ったところ、上県町がゼロとなり、美津島町に5棟、厳原町に36棟、全体で41棟と減少をしております。

地区別では、久根田舎地区が16棟と最も多く残存しており、ついで椎根地区の7棟となります。

石屋根倉庫の保全は、基本的には所有者の責任負担において行っていただきますので、石屋根倉庫が損傷し、補修が必要となった際には、多額の費用負担が発生する場合もあり、保全には所有者の理解と負担が不可欠となっております。

これらの保存に係る所有者の負担軽減を図り、歴史的価値のある建築物の保全につなげるため、長崎県まちづくり景観資産に登録された建築物につきましては、その保全に要する費用の3分の2以内、県と対馬市がそれぞれ200万円を上限として補助する制度がございます。

市としましては、この制度を活用しながら、石屋根倉庫群の保存に努めたいと考えております。

なお、長崎県まちづくり景観資産の登録は、所有者の同意を得て、市が長崎県に申請を行うこととなっておりますので、今後は、まちづくり景観資産登録制度につきまして、対象資産の所有者等へのなお一層の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 14番、初村久藏君。

○議員（14番 初村 久藏君） 再度、再質問をさせていただきます。

3点目の石屋根から行きたいと思いますが、よろしく申し上げます。

市長のほうからいい答弁を頂きまして、ありがとうございます。しかしながら、石屋根も毎年減っていくような状況でございます。これ、昭和53年のときは245棟あったわけでございますけど、それから現在は41棟と、非常に減っているわけでございます。

この石屋根も、昔の人が、主に久根方面の石は、島山地区とか、久田地区の石でございます。それを昔、車も行かない時代に櫓こぎ船で運んできたというような話も聞いております。

このような貴重な石を、今から解体する人たちは、もうなかなかそのふき替えもできないし、瓦でふき替えをしておりますけど、その石が、対馬じゃなくて本土のほうに持って行かれるおそれが結構あるわけですね。やっぱり、そういう石は貴重な石でございますので、今後、市としての考えも、もっと保存をしてどこか、その小屋を建て替える人がもう使い切らないようなときは、市が何とか対策を練って保存するとか、そういうことも一つ考えていってほしいと思います。

それと、今、久根のことをいいますけど、久根も今度、河川改修しよるわけです、久根川を。その河川改修で3棟ぐらいかかるような状況になっておりますけど、そういう人たちともよく相談をして、移築はなかなか難しいと思いますので、その石を市がもっとこうまい方向に使われないものか、そこのところもひとつ、お願いしたいと思います。一応、その点について市長のお考えを伺います。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） まず、私はこの対馬の石屋根の倉庫というのは、大変貴重な石材、そして資材だというふうに考えております。

そこで、基本的には、長崎県まちづくり景観資産への登録をしていただいて、これを、県と市の助成を受けながら、改築していただくことが、私といたしましても、市民といたしましても、望ましいというふうに考えているところでございますけども、ただ、議員おっしゃられるように、これまでは各地域でも、地域の相互扶助等に基づく労働力の提供があつて、このような石屋根群が建築されたものというふうに考えておりますけども、近年はなかなかそのような労働力が難しくなっている、その上に改修をされる場合は、石屋根に代わって安価な瓦屋根に模様替えをされるというようなところが進んできているのではないかとこのように思っております。

そういうことで、議員おっしゃられるように、この石屋根に使っている石は、どこにでもない石でありますので、それが本土地区のほうの建築業者や造園業者が、私のところにも実は、石屋根というか、石塀の石を売ってくれんかというようなことで来てました。私はもう、きっぱりとお断りをいたしましたけども、そういうこともございますので、これが島外に流出しないように、何らかの、そういう石材のバンク等ができないかなというふうに、私自身も思っている、考えているところでございます。

今後は、関係課等とも、そこら辺の協議をしながら、また、そして石屋根の所有者の皆様とも

協議を重ねながら、できるだけ、そういった、石材バンク的なものを構築して、この石屋根の石材が島外へ搬出されないような対策を練っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 14番、初村久藏君。

○議員（14番 初村 久藏君） どうも前向きな説明ありがとうございます。ぜひ、やっぱり対馬の石屋根は台風にも強く、いつかこの、読売新聞にも載っておりますので、今年の9月の新聞に、台風に強いことが改めて証明されたというような、新聞にも載っております。そのために、ぜひ、島外に流れないように、そして保存のために対馬市で、対馬市の文化財、本人たちの了解は要りますけど、そして、できたら石屋根基金とか、そういうようなこともひとつ考えてもらいたいと思います。

対馬の財産でありまして、本土に流れて、うちの近くの小屋も熊本県の菊地か何かに移築された事例もありますけど、そういうふうで、やはりもう雨漏りがしたら、なかなか難しいわけです、保存が。それでもう、今、石屋根をふくような人たちも少なくなっておりますし、難しいと思います。ぜひ、今言われたように、市が石屋根バンクとか、そういうふうに対馬に残すような方法を取っていただきたいと思います。

それと、やはり、その持ち主の了解が必要ですから、やっぱりそのところを、一応文化財的に考えて、見て回って、どうしても残したい石屋根は結構あります。もう倒れかけたところもありますけど、久根、椎根、上槻、久根浜で、ほとんど石屋根は残ってると思います。この41棟のうち。ぜひ、そういうふうで基金か文化財、市の文化財として残すような方法を取ってもらいたいと思います。

以上で終わりますけど、この件については、市長も今、石屋根バンク等で対馬に残すということでございますので、私も安心をしております。

それと、今、河川改修がもう早速かかって、何年、二、三年後にはかかっておりまして、その持ち主ともよく協議をして、ほとんどもうばらして、新たに瓦にしようというような話も聞いておりますので、その石を本土に行かないようにぜひ守っていただきたいと思います。

そして、2点目の南部地区のアクションプランについてお伺いをいたします。

私は、この前、2回ほど豆殿の尾崎山周辺にちょっと調査に行ってきました。そしたら、私たちの青年時分はすばらしい、両方に松の木が生えて、豆殿崎は、景観のいいところでございますけど、今、松の木はもうほとんど松くい虫で枯れてしまっております。10本ぐらい残っておるかね。それと、もうやはりそこもイノシシと鹿でものすごく荒らされています。そして、遊歩道の突端までこう行ったんですけど、もう突端のほうは、石垣を積んであったのが、もう抜けかけよるわけですかいね。そやけ、今、立入禁止のあれか何かしてありますけど、ぜひですね、ま

あ、それから、そこに下がる道もこう傾斜がものすごくついております。やっぱりもう老人とか何とか危ない、子どもとか危ないような状況でございますので、その整備も早急にそれはしてもらいたいと思いますけど、お考えを伺います。市長の考えを。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） この尾崎山の松の立ち枯れについては、私も確認しておりまして、大変残念だというふうに思っております。

私も実は、農林水産部の部長時代にあそこの松くい虫防除関係にも携わってまいりましたが、当時はヘリコプターでの散剤とか、また耐久松の植林とか、いろいろございましたが、これが、今もう大方、大きな松がなくなってしまっているということで、憂慮しているところでございます。

そういうことで、今後、この尾崎山の遊歩道等の整備、そしてまた、その復旧等も含めまして、このアクションプランの中でも練っていきたいというふうに思っております。

この対馬の一番南部の風光明媚な、有効な観光資産を有した場所だというふうに認識しておりますので、できる限りの対策は、今後、練っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 14番、初村久藏君。

○議員（14番 初村 久藏君） ありがとうございます。

やはり、松がもう枯れてしもうて、今、雑木が少しは、あれは背が低いわけですね、雑木も。この周辺は、尾崎山組合という組合があると、そこ、土地の持ち主やそうですけど、そこも毎年、松の松くい虫の散布をしたり、また、松も植えているわけですけど、それももう育たない状況でございますので、今、シイノキか何かを植えとる、植えよるそうです。シイノキは塩害にも強いということで、シイノキを植えとるというような話を聞いておりますので、ぜひ、まあ、昔のようにはならないと思いますけど、ある程度、森も、林が太るような、そして、植えるためにも、やっぱり尾崎山組合だけじゃなくて、市が助成ができれば、幾らかの助成をしながら、この景観を後世に残してもらいたいと思います。

それと、トイレ等は、市長も話されておりましたけど、あそこにやっぱりトイレが必要で、今、トイレも何も整備されていないような状況でございます。ぜひ、そのトイレも何か、市長の話では太陽光か何かというような、トイレの設置も考えてあると思いますので、ぜひプランの中に入れて、進めていただきたいと思います。もう一回、その件について、トイレ等、整備についてのお話ができれば。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 尾崎山のトイレにつきましては、まず電気、そして水等が要らない、環

境型のトワイレというトイレを尾崎山に設置する計画としておりまして、今年度予算のほうに入れておりますので、また詳しいことは担当部長のほうから答えさせたいと思いますけども、このトイレは、水がもうほとんど、最初の何か、だけだということを知っております。そして、電気は太陽光で取り入れるという、そしてその処理はバイオマスと申しましょうか、何か、分解をするような何かトイレらしいということを知っておりますので、これを今年度中に設置したいと思っております。

詳しいことについては、担当部長のほうから答えさせます。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） 豆敷崎のトイレの件でございますけども、現在設置してあるトイレがもう古くなって、機能を果たしてないという部分がございますので、今、市長が申されましたように、トワイレという電気、水が要らないトイレの分を設置するように、本年度設置をする計画で発注をしているところでございます。

○議長（小川 廣康君） 初村議員、もう少しマイク近づけて、質問してください。

○議員（14番 初村 久藏君） はい、分かりました。どうもありがとうございます。

そのような関係で、やっぱりトイレはぜひ必要と思いますので、今年度中ということで、それはアクションプラン外ですね。（発言する者あり）分かりました。ぜひ、進めていただきたいと思います。

それと、豆敷地区は、漁業の集落で第1種漁業が盛んな時分には、何百人という方が素潜りで、第1種漁業で生計を立てていたわけです。それが、ここ十数年、減少してしましまして、今もう数えるぐらいしか第1種漁業はおらんと思います。そのような関係で、昔からの文化財等は結構、昔のしきたりはよく残っておりますので、ぜひそういうのを生かした方法を考えて、豆敷の地区の、特に多久頭魂神社辺りは、県の指定の文化財と思われまして、ぜひ、そういうところも考えて、アクションプランの中でやってもらいたいと思います。

それでは、この2点目については、終わりたいと思います。

1点目で、対馬の植林された、植林がもう伐採期にこの二、三年後から入ると思います。それで、今、間伐、縦列間伐とか何とかいうあれで、材料は結構出ております。

それで、伐採をした後の植林ですね、自然林も一緒ですけど、自然林は、今、パルプ等で、内山方面は結構切っております。切った後は、私はこの森林の森林づくり条例基本計画かね、条例で、自然林を切った後は自然林で育てるといような解釈をしておりましたけど、もうほとんど、また杉、ヒノキ、針葉樹を植えているような状況でございますので、これはちょっと景観にどうかかなというような感じもいたしますので、シイタケ原木を切った後とか、そういう、パルプ類を切った後は、やっぱり自然に返すためにも、自然林を推奨してもらいたいと思います。

市長も話されましたように、久田地区から内山までは、春になればヤマザクラがいっぱいあるんですよ。私は、これは物すごい景観だなあと、いつもあそこを通るたびに思うわけですけど、これも自然を生かした山づくりで、これもひとつ考えて、後世に残すような考えでやってもらいたいなあと感じております。それは、市が単独でできるわけではございません。地権者といろいろ話ながら、してもらいたいと思います。

それで、対馬市のガイドラインで、伐採ガイドラインというのも出ておりますけど、その中に、対馬市のゾーニングで、保全管理ゾーンというゾーンができております。これが6つほどありますけど、その中で、対馬市に学術的価値とか景観形成要素のあるところ、公益的機能の保持とありますけど、対馬市として、そういう価値のあるところは、ゾーンは指定してあるわけですか、つくってあるわけですか、そここのところ、分かれば、お願いします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） まず、1点目の落葉樹等の再造林をということで、今、環境譲与税等を活用して、再造林するときの支援策を打ち出しておりますけども、この中で、針葉樹だけじゃなくて、広葉樹、ナラ、クヌギ、ケヤキ等、そしてまたヤマザクラとか、そういったところについても補助を入れるようにしておりますので、またいろいろと協議していただきながら、今、議員おっしゃられるように、環境に優しい植林というか、そういったところはしてほしいなというふうに思っております。

それと、2点目の保全ゾーン関係につきましては、また担当部長のほうに詳しいことはお答えさせていただきたいと思っておりますけども、河川沿いとか、山の尾根筋とか、そういったところをまず残していこうというようなことから始まったというふうに、私も、今、記憶をしているところでございますけども、その場所が、どういうところが保全されているか、ちょっと担当部長のほうにお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 保全ゾーンの件でございますけども、今、市長が申しましたとおり、河川沿いから十数メートルとか、あと尾根沿いの範囲について、木を残すといった伐採の仕方をするということで、私の方は理解しております、その保全ゾーンをどの範囲で決めているかということにつきましては、今のところ、範囲については、私の方はちょっと理解していません。申し訳ございません。

○議長（小川 廣康君） 14番、初村久藏君。

○議員（14番 初村 久藏君） はい、分かりました。せっかく自然の美しい山々でございますので、やっぱり自然を残すために、杉の木じゃなくて、針葉樹だけじゃなくて、広葉樹、落葉樹等を再造林、自然を、パルプ、シイタケ原木を切った後は、ぜひそれをしていかなければ、対馬

のシイタケはなくなりますよ。その後、全部、杉・ヒノキ植えたらなくなろうというように思いますので、ぜひ落葉樹、シイタケ原木、ケヤキ、桜等、ぜひ植えてもらいたいと思います。

それで、せっかくですので、市長、久田から内山まで桜は物すごい景色のいいところです。だと思います。それを利用して、やっぱり有明山からですたい、歩道、遊歩道ですね、その整備も必要かなと思いますので、ぜひお願いを、計画にのせて、あの辺からこう見えるようなところあります。そして、内山峠の舞石ノ壇山とか小鳥毛峠、あの辺からは景色がいいと思いますので、ぜひあの辺の遊歩道をお願いをしたいと思います。

それと、観光の問題で、今、対馬にG o T oキャンペーンで結構来ておられます。この人たちもやはりもうほとんど日本人客でございまして、やはりおもてなしの心と食の提供をもっと、対馬に来てよかったと言われるような食事、魚介類を食べにいらっしゃるわけですから、新鮮な魚介類を提供してもらいたいと思います。そのためには、流通として、対馬商社がそのような役割を担うということでございますので、そのような仕事はしてありますか、商社辺りは。取引等があるかどうか、そこのところお尋ねします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 実は、対馬市地域商社のほうでアンケートを実施いたしております。そのアンケートの中で、例えば、その、アナゴとか、そういった、なかなか手に入りづらい材料等が、今、たしか、一施設だけ、たしか地域商社のほうから届けているんじゃないかなと思っております。その他は、やはり民間の魚屋さんとか、そういったところから材料を仕入れているというふうに、私のほうは聞いております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 14番、初村久藏君。

○議員（14番 初村 久藏君） はい、分かりました。ぜひ、対馬の地域商社で立ち上げておりますので、活魚等も扱って、やっぱり新鮮な魚を各飲食店辺りに直接流すような方法で、新鮮な魚を観光客には食べさせていただきたいと思います。

いろいろ私も苦情を聞きますけど、対馬に来て、対馬で捕れないような魚、サケとか、そういうようなものが出ておりますので、そういった、もう食べんでいいと思いますよ。対馬もアナゴとか、マグロの養殖もありますし、ぜひ、そういうような食を食べさせていただきたいと思いません。

そのようなことで、商社にもハッパをかけて頑張るようお願いをしておきます。

それで、もう時間もありませんので。それで、通告はしてませんが、1点だけお願いということで、市長に伺います。

今、統合問題、学校統合ですね、学校統合の問題がいろいろ説明等、教育委員会から来て説明

等があつとるそうでございますけど、やはり私たちの地区をいいますと、佐須中があと2年後にはなくなるというような話も聞いております。その関係で、やっぱり父兄は大きな負担になると思います。

それと、やはり行くにしても、道路事情ですよ。佐須地区はトンネルができたけえいいんですけど、私んところからやったら、佐須まで出て、また巖原まで来るか、もし久田に行くとなれば、久田のほうの道路を走らないけんわけです。やっぱり道路事情ですけど、椎根上槻間の市道です、もう県道はなかなか難しいというような話でございますので、ぜひ市道の整備を、まあ、対馬を1周する観光客にとっても必要やと思いますので、ぜひそれを頭の中に入れて、今後の市政に反映をさせていただきたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。答弁はいいです。

どうも、これで私の質問は終わります。

○議長（小川 廣康君） これで、初村久藏君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 暫時休憩をします。再開を11時5分からといたします。

午前10時49分休憩

午前11時03分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。4番、春田新一君。

○議員（4番 春田 新一君） 皆さん、おはようございます。新政会所属の春田新一でございます。質問に入る前に、昨日の会派代表質問でもやり取りがあってございましたSDGsについて、少し御紹介をさせていただきます。

持続可能な開発目標、SDGsの達成に向けて先進的に取組を行うSDGs未来都市に選定された本市の重要な施策は農林水産業だというふうに思います。これが、持続的に成り立つ島でなければならないというふうに思います。

現在の対馬の構造では、地域で生産をされる資源の豊かさと経済的豊かさがリンクをしていないというふうに思います。今の考え方、方向性では、農林水産業を守ろう、残そうと言っても、無理があるのではないかなというふうに思っております。SDGsの達成に向けて、今後もオール対馬で新たなゴールを目指していかなければなりません。

それでは、通告をしていました3項目5点について質問に入ります。

まず、1項目めです。本市の高潮対策、地域に応じた道路排水溝の防災対策についてお尋ねをいたします。

地球温暖化で海岸付近は潮位が高くなっているというふうに見受けられます。大潮のときには、道路、また排水溝は一部で冠水が見受けられる、このことについては、全島的に対策が必要というふうに思います。

それで、日本気候変動のポイントとしては、世界の気温上昇が4度になると、日本の年平均気温は約4.5度、上昇するとも言われています。

また、大気中の水蒸気流が増え、台風は日本海付近で強度を増し、大雨や短時間豪雨の頻度や強さも増し、雨の降り方は極端になるとも言われています。

日本沿岸の平均海面水位は、2度未満を達成できても、20世紀末より40センチ前後、また4度上昇の場合の海面水位は70センチ前後上昇し、浸水被害のリスクが高まるとも言われています。

海と山に囲まれている本市は、大潮のときには、海岸付近の道路冠水が目視されるようになっていきます。今後、調査をされて対策を検討していただきたいと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次、2項目めです。二級河川比田勝川についてお尋ねをいたします。

近年の大雨・台風などで土砂の堆積が目立つようになっていきます。また、特に下流側の右岸・左岸の護岸擁壁の老朽化が目立つようになっていくが、部分的改修と土砂の浚渫はできないか、お伺いをいたします。

この二級河川比田勝川は、昭和46年の大雨により、対馬全体が大水害に見舞われ、特に上対馬は被害が大きかったと聞いています。昭和46年から49年の3年間で、約920メートルぐらいの災害復旧事業で河川の整備をされたと聞き及んでいます。

また、その後も、国道の改良事業で上流側、現在の比田勝小学校付近が河川改修をされたというふうに思っております。下流側では、護岸擁壁のクラックあるいは天端コンクリートの亀裂が目立つが、改修の考えはないでしょうか、お伺いをいたします。

次に、3項目めです。特別支援学校小学部、中学部の設置に向けた取組状況について、お伺いをいたします。

このことにつきましては、1年前の12月定例会において質問をさせていただきました。再質問になります。

まず、文部科学省が平成19年6月に、教育改革関連三法を成立いたしました。障害のある幼児、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものとして、特別支援教育を学校教育法に位置づけ、全ての学校において障害のある幼児、児童生徒の支援をさらに充実していくことになっていきます。それに伴い、壱岐・五島などの同じ離島においても、特別支援学校小学部、中

学部、高等部がそれぞれ設置をされており、重度障害児の学びの場が住み慣れた地域で、温かなぬくもりの中で確保されています。

しかしながら、本市においては、平成24年に虹の原特別支援学校高等部対馬分教室が設置されているにとどまり、小学部、中学部においては、いまだ設置がされていません。

現在、本市の重度障害児童生徒においては、住み慣れた地域を離れ、寄宿舎生活で毎週末に帰省をするという厳しい環境の中で教育を受けている実情であります。同じ県内に居住することもたちの教育格差をなくすためにも、こどものニーズに応じた教育環境の整備だけではなく、家族として当たり前の生活の確保は、急務であるというふうに考えます。

県教育委員会の御理解、御支援を賜り、本市においても、長崎本土、壱岐・五島と同様な環境で、障害のある子どもたちが学習及び生活ができるよう、特別支援学校小学部、中学部の設置に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。

その1点目です。県教育委員会と協議が必要、県へ働きかけをしていきたいという前回の教育長の答弁でございました。協議はされたのか、お伺いをいたします。

次に、2点目です。重度障害、特別支援が必要なこどもの実態調査に取り組みたいという答弁がございました。調査の進捗をお伺いいたします。

次に、これは市長にお尋ねをいたしますが、3点目です。対馬市長期人口ビジョンの重点戦略3では、子育てができる環境を創出するとあります。特別支援学校小学部、中学部の設置については、関係機関との連携に努めますと明記をされています。市長の基本的な考え方を、お伺いをいたします。

以上、3項目5点について答弁をいただきます。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 春田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本市の高潮対策、また地域に応じた道路排水溝の防災対策についてでございますけども、議員おっしゃられるように、地球温暖化による影響の一つであります海面上昇は、氷河が解けたり、海水の熱膨張で海面が高くなるというふうに言われております。世界各地で様々な影響が発生し、対馬におきましても、海岸近くの低い土地などでは、以前にも増して大潮による浸水被害が広がっている状況でございます。

大潮に伴う浸水箇所は、地区からの要望やパトロールなどにより、状況は把握しておりますが、その対策として、一般的には海岸や道路のかさ上げなどの方法が考えられます。しかしながら、大潮と大雨が重なった場合は、背後地が冠水してしまうなどの最悪の状況が考えられるため、地理的要因によって解決すべき問題が様々であることから、大変難しい問題であるというふうに認識をしているところであります。

幸いにも、冠水は日常発生する現象ではなく、盆潮と呼ばれる、夏から秋にかけての大潮のときなど、年に一、二回見受けられますので、今後も注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

また、冠水箇所は県が管理する施設においても、同様の状況でございますので、今後も状況の変化に注意しながら、県との対応、協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

このような関係であるために、先ほども議員のほうからも話がありましたように、今後、地球温暖化阻止の取組やCO₂削減の課題につきましても、市といたしましても、できる限りの施策等を練ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、比田勝川についてでございますけれども、比田勝川は県が管理されている二級河川であり、昭和46年の水害によりまして、護岸が被災したため、災害関連事業において、全長920メートル間の復旧と併せて改修が行われ、その後、維持的な補修・補強が行われてきたところでございます。

河川の維持管理でございますけれども、県では護岸や河道の状況を把握するため、地元要望に加えて、出水期の前などに点検を実施しております。点検の結果、堆積が著しく川の流れを阻害している場合や護岸崩壊等の危険性が高い箇所につきましては、重点的に補修を行っており、今年度は佐護川、琴川、一重川などの維持補修工事を実施しております。

比田勝川の堆積土砂の除去につきましては、堆積の状況を調査し、緊急性が高いと判断される部分を確認いたしまして、来年度の予算により対応を検討する計画であるとのことでございます。

また、護岸の亀裂につきましては、背後の吸い出し状況やブロック全体の安定性を検討した上で、問題があれば必要な措置を講じることにしておりますが、天端コンクリートの浮いた箇所については、平成27年度から大きな経年変化も確認されていないため、引き続き経過観察を行っていきたいとのことでございます。

なお、県管理の二級河川では、護岸の倒壊している箇所や天然河岸の洗掘箇所など、緊急を要する箇所を優先して実施しており、現時点では、比田勝川の改修の計画はありませんとの回答でございます。

今後とも、市民の安全・安心を確保するため、県と市が連携して河川の適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 教育長職務代理者、吉野建實君。

○教育長職務代理者（吉野 建實君） 春田議員の質問にお答えいたします。

障害を持つ児童生徒のための特別支援学校の小学部及び中学部の設置に関する教育委員会の考えについては、昨年度12月の定例会でお答えしたとおりです。対馬市教育委員会としては、特

別支援学校設置を望む方々の思いを受けながら、対馬市の現状を伝え、特別支援学校の設置者である県教育委員会の担当課とより具体的な協議を進めていくことが大切だと考えています。

県教育委員会との協議については、県教育委員会の担当課職員に対馬市教育委員会を訪ねていただき、現状について話をし、設置に向けたお願いをしております。その後も、県及び市教育委員会の担当で随時連絡を取り合っているところです。

次に、調査の進捗状況についてでございますが、特別な支援が必要な児童生徒への適切な教育の場は、毎年12月に行われる対馬市教育支援委員会で行われた審議をもとに決定をしております。

同委員会の審議には、学校での様子を踏まえた校長の意見、医師や専門機関による検査結果や診断書、保護者の意向、就学前の幼児については、幼稚園やこども園、保育園等の訪問による実態把握などをもとに、専門的な立場の方々に審議をしていただいています。

この委員会に提出された資料や審議内容によって、障害の程度や特別な支援が必要なこどもの実態を把握しているところです。しかしながら、適切な教育の場を検討するに当たっては、障害の程度のみで判断できるわけではなく、現在は保護者の意向を可能な限り尊重することになっていきます。

よって、特別支援学校に関しましても、障害の程度のみを捉えて即対象であると判断することはできないため、正確な数を捉えることは非常に難しい面もありますが、これからも特別支援学校小学部、中学部の設置に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 続きまして、3点目の、私の基本的な考え方ということで質問がありましたので、このことについて答弁をさせていただきます。

特別支援学校の小学部及び中学部設置に関しましては、特別支援学校小学部、中学部の設置を望む会の皆さんのお考えをお聞きする機会もありまして、切実な思いというふうに受け止めさせていただいているところであります。

基本的には、教育は一人一人の特性に応じて行われるべきものであると考えております。

また、特別支援学校に関しましては、その設置者が県であることを踏まえ、長崎県及び長崎県教育委員会に対し、必要な働きかけを行ってまいります。

対馬における特別支援学校の小学部及び中学部設置に関しましては、今後の進捗状況に応じて、入学志望者の推移や設置場所による通学人数の把握を行い、どこにどのような形で設置していくべきかなど、教育委員会と連携しながら、その設置に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 4番、春田新一君。

○議員（4番 春田 新一君） はい、どうも、答弁が終わりましたので、順を追って整理をしていきたいというふうに思います。

1項目めの高潮対策でございますが、市長の答弁の中にもありましたように、今から先も水位が上昇するというような傾向にありますので、先に先に取り組を進めていかなければいけないというふうに思います。

私が目視で見て、ここはもう非常に、潮が道路あるいは玄関口まで来てるなというところを御紹介をさせていただきますので、特に急ぐところを今から質問させていただきます。

上対馬では、比田勝港臨港道路、これは梅屋ホテル前ですね、それから信号機を過ぎて脇本本店前ということになります。

それから、泉では、一般県道大浦比田勝線の泉校区の通学バス停付近、ここも少し道路が低い、それから豊に行きますと、上対馬漁協豊支所海岸付近、ここもほとんどいっばいのようにあります。

それから、浜久須で、主要地方道上対馬豊玉線、玉田商店付近あるいは運動公園の側溝辺りですね、そこら辺が高潮で、大潮のときにはいっばいになっているという状況であります。

それから、主要地方道上対馬豊玉線、舟志郵便局から琴方面、200メートルぐらい行ったところの直線道路の部分、次に、上県町では、佐須奈郵便局から漁港臨港道路、特に佐須奈診療所前付近が低いところであります。

それと、市道三軒屋線、これはもう市道ですから、三軒屋線、グラウンドの前辺りになります。

それから、仁田に行きますと、県道から漁港臨港道路、越ノ坂、犬ヶ浦、元漁協支所前付近ということで、この道路は県の管理でございますが、同僚議員も1回質問があったというふうに思っております。越ノ坂の道路改良部分で少し残っている部分と、それから犬ヶ浦に行きまして、元漁協支所の前が非常に冠水をしている状況、これも山側には建物がありますので、なかなか県のほうもスムーズにいかないというような状況は聞き及んでおります。

それから、あと、鹿見の鹿見中道線、ここも鹿見郵便局前付近ですね、この辺ももうほとんど、市長が先ほど答弁されましたが、夏にかけて、8月、9月の大潮にかけて上がってきているというような状況でしたが、ここはもう少し潮が大きくなればもう上がるようなところでございます。

それから、峰町に行きまして、三根の三根漁港漁具保管修理施設、一部野積み場、荷揚げ場というようなところの一番、運動公園から真正面に見えるところではありますが、あそこも私は道路を走るときに非常にもういっばいという、ぎりぎりの線に行っています。風が吹いて少し小波が立てば、上に上がっているような状況であります。

それから、豊玉町では、仁位の、仁位漁港臨港道路の渡海船乗降所、特に待合所付近、これ、待合所付近は、私、1回、部長とも話をさせていただきましたが、県の道路でありますので、敷地でありますのでということで話は終わりましたが、トイレも、もうトイレの中に潮が入るような状況であります。

また、その、乗降所でありますので、ある程度待合室もかさ上げをしなければいけないという状況のところだろうというふうに思っております。

以上のところを私が目視して、美津島、巖原については目視ができませんでしたが、こういうようなところを、もう少し中に入っていきますと、もう冠水をしているところ、これが上対馬では琴の郵便局から琴の方面に行くところの直線道路、琴じゃなくて舟志ですね、そこはもうほとんど潮が上がって、道路半分、片方の道路は潮で通られないときもあるというふうに、私も思っております。

そういうようなところを、先に先にこうやっていただく、また、その人家、民家があるところは、玄関口とか、そういうものとの高さ関係もありましようし、なかなかそこは難しいというふうに思いますが、県の関連のあるところは県と協議をしていただいて、先に先にこれを進めていただきたいというふうに思いますが、今、私が申し上げた箇所について、市長の考えを少しお聞きしたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 私のほうも、全島で約18か所ぐらいの箇所を把握しているところであります。

この中で、特に上県の犬ヶ浦、そしてまた越ノ坂、こころ辺は背後の住宅地のほうが低くて、道路計画を決めるときに、道路自体を上げられなかったというような経過を聞いております。

確かに、あまり道路を上げ過ぎますと、大雨と重なったときに、今度はその住家のほうが冠水をしてしまうというようなことから、地区住民の同意を得ながら、道路等の高さを決めていく必要があろうかというふうに考えているということが1点であります。

それとまた、道路の高さ等と関係のない側溝等につきましては、できる限り逆流防止板等の施設は、設置はしておりますけども、どうしても背後からのごみ等が集まって、なかなかその本来の機能を発揮していないところもあるというふうに聞いております。

そういう関係で、この高潮対策につきましては、大変難しい問題であるというふうに、私自身も認識しております。ただ、その、波とか、潮を防ぐだけなら防潮堤、またパラペット等で対応はできるんですけど、先ほども申しましたように、大雨時と重なったときの対策を考慮しながら、今後の計画を、地区の同意を得ながら、練っていかねばならないというふうに考えているところでございます。

○議長（小川 廣康君） 4番、春田新一君。

○議員（4番 春田 新一君） どうも、まあ、市長の言うとおりでらうというふうに思います。

犬ヶ浦の話が出ましたので、犬ヶ浦の話させていただきますが、非常に難しいところであり、しかしながら、何らかの形で県との協議をされながら、また地元の方々と協議をされながら、方法を練っていただきたいというふうに思います。

今、言われましたように、県との協議がどこも必要になってきます。市道であっても、これは民家あるいは近隣の方々のいろいろな意見交換をしながらやっていかなければいけない。そういうものを早く取り組んでいただきたい。箇所的には、今、私が目視して、いいところはそうありませんので、そこら辺を、どこから順番をしていくかというのを決めていただいて、やっていただきたい。

これも、国土強靱化あるいは長寿命化というような国の方策でも上がっておりますので、そこら辺にも少し力を入れて、先に先に進めていただきたいなというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひしときます。

1問目は終わります。

それから、今度は2項目めでございます。

二級河川比田勝川について答弁がございました。非常に、答弁で分かりましたように、なかなか難しい。私も県のほうに、このクラックと天端コンクリートのクラックあるいは亀裂あるいは吸い出しということで連絡を頂いて、確認をお願いしますということでありましたが、そのときに私に連絡をしていただければよかったんですが、そのまま担当の方が見て、後から電話はもらいました。どうもありませんよと。いや、どうもないなら私も言いませんよということでしたが、まあ、そのぐらいしか言えませんが、それで終わったんですが、やはりそこにお住まいの方、その河川の近隣の方の、やはり見て、ああ、怖いなあ、これいつ壊れるか分からないなというところがあるんじゃないかなというふうに思いますので、そういうのがはっきりですね、これは長寿命化で、計画で、こういうふうな計画を立ててやったんですが、問題ありませんのでもう少し我慢をしてくださいとか、そういうのを分かるように、地区の皆さんに分かるようにしてもらわないと、毎日毎日電話はかかるんですから、やはりそこはそこで、行政としても考えていただきたい。そして、県と力強い協議をされながら、進めていただきたいというふうに思います。

写真を見てもらえば分かりますが、1枚目が、これがあれなんですよ、セブンブリッジから下流側を見た写真でございます。土砂の堆積ですね。非常にこう土砂が堆積をしています。

それで、私も直接、県のほうにお願いをして、今、河港課のほうでセブンブリッジの下を今回取り除きますということで、もう入札も終わっております。今年度中には取り除きがあるというふうに思っております。比田勝港の2か所、浚渫ができるということで、私も喜んでおるんです

が、この堆積が、今度はその掘ったところに、浚渫をしたところにまた流れ込む、また同じような繰り返しになるんですよね。だから、やっぱり港湾、河口、河川と、別な担当でありますので、なかなかこうスムーズにいかないんじゃないかなというふうには思っておりますが、やはりこれが一体になって取り組んで、協議をして取り組まないと、漁港は浚渫を、港湾だけを浚渫をして、河川の河口側にたまったやつをそのままにしておけば、また流れ込むわけですから、同じことの繰り返しというような、我々、素人考えではそういうふうになりますので、やはりそこにどういう予算を投入して、どうしていくのかということも今後検討しながら、市の事業もそうだと思いますが、やっていかないと、全く先には進まない、同じことを二度、三度、四度やっていかなければいけないという状況になるんじゃないかなというふうに思います。

この比田勝川は、8年前ぐらいですかね、浚渫、土砂の取り除き、ずっと上流側からやっていただきました。そのとき、8年たってこれだけたまるわけですから、あと上のほうの問題点というものもあるでしょう。災害、治山事業とか、そういうような事業が幾らか上のほうにやっていかなければ、この土砂がずっと流れてくるわけですから、そこら辺もまた検討されて、県のほうと協議をされてやっていただきたいというふうに思います。

それから、亀裂やらクラックですが、私もずっと眺めてますが、県のほうは大丈夫ですという診断をして、大丈夫ですよということなんですが、市長も先ほど言われました、吸い出しがあつてないんじゃないか、その調査をしますということですが、やはりあつてますよ。もうこれだけ老朽化していますから、50年は過ぎてますので。私が上対馬に来てから48年になりますので、もう50年過ぎてますので、小学校部分については、私が帰ってきてからの施行になりましたので、大体こう覚えてますけど、下流側はもう50年を過ぎてます。だから、県のほうもそう診断をしましたので、異常ありませんじゃなくして、やはり住民の生活に支障のない方法で、予算をかけないでやっていく方法も考えられるというふうに思いますので、そこら辺も県と協議をされて、少しでも改修ができるようお願いをしたいというふうに思います。

それでまた、この浚渫が、この比田勝川の下流側、2枚目の写真で分かりますが、商店街の排水溝が流れます。非常に土砂がたまるとれば、潮と水がないときには、もう臭いとか、そういう悪臭がありますので、そこら辺も環境に優しいSDGsですから、そこも今後やっぱり取り組んでいかなければいけないというふうに思いますよ。よろしく願いしときます。

2項目めは、その対策は、県のほうにどういうふうな対策で協議をされるか、そこだけお尋ねします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 県のほうには、また私のほうからもお願いはしようかと思っておりますけども、このことについては、今、二級河川の場合も建設部のほうが県と対応しておりますので、建設部

長のほうから、またちょっと意見を聞きたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 建設部長、伊賀敏治君。

○建設部長（伊賀 敏治君） お答えをいたします。

二級河川の維持管理ということでございますけども、県のほうも管轄は上県土木が担当しております。市のほうにつきましても、通常、北部建設事務所において、上県土木管内についてはやり取りをしていただいておりますけども、巖原の振興局のほうとも、私どもも上県土木と振興局と、またうまくいくように話はしていきたいというふうに思います。

○議長（小川 廣康君） 4番、春田新一君。

○議員（4番 春田 新一君） どうもありがとうございます。

何か県のほうも、協議はされてるんですが、道路についても、河川についても、少し対応が遅いというふうに私は感じております。私も道路付近で、県道と市道分かりますので、市道のほうはある程度作業はされておりますが、非常にこう県道、国道が見苦しいところがいっぱいあります。私も、直接電話はしますんですけど、なかなかこう予算とか業者選定が難しいというようところで、なかなか進まない、というような状況だろうというふうに思いますので、そこら辺も強く言っていただいて、進めていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、3点目に移ります。3点目、今回、教育長が不在でございますので、私も取りやめたいなというふうな意向を持っておりましたが、職務代理者が答弁はいたしますということで、そのまま質問をさせていただきました。御理解をいただきたいと思います。

それで、先ほど質問しました、県教育委員会との協議が必要と、また県に働きかけをしていきたいという答弁がございましたので、その協議はされたのか、中身は、教育長が不在ですので、部長が、そこら辺何回かされました、しましたとか、してませんとかという回答でいいと思います。よろしくをお願いします。

それからもう一点、重度障害の特別支援が必要なこどもの実態調査、実態調査というのは実態はされませんということで、個人情報とか、そういうものがありますので、実態は調査されませんが、ある程度、どのくらいの生徒が在籍をしているのかの調査はできますということでしたので、その調査をどういう方法でされたのか、してなかったらしてなかったでいいんですが、その2点、お願いします。

○議長（小川 廣康君） 教育部長、阿比留裕史君。

○教育部長（阿比留裕史君） まず、春田議員の1点目の協議をしたのかということの御回答になりますけども、昨年12月15日に陳情というか、要望を受けまして、その後、会としては、坂本県議にも要望されたということもありまして、教育長が春先から何度か教育長会議がございます。その折、何度か、特別支援教育課のほうにお尋ねをして、具体的な動きであるとか、その辺

の指導を頂きながら、今後の進め方について協議をしております。

その後、今年になりまして、再度、陳情を受けまして、実は、昨日、県のほうに特別支援学校小学部、中学部の設置を望む会の方々が対馬島内で嘆願書が集まったということで、県のほうに嘆願書を持っていかれるということに、学校教育課長の吉野が同席をいたしております。県のほうで対応していただいたということで、受け取っていただきましたという報告は受けておりますが、何分、昨日のことですので、詳細は分かりません。

また、県からの動きとしましては、今年の7月27日に担当の参事さんが、特別支援教育課の参事さんが市教委を訪問されて、学校教育課長並びに教育長と意見交換をされているという状況で、県との連携・協調については、過分なく進んでいる状況です。

また、2点目の、調査をしたのかという部分に関しましては、先ほど吉野職務代理者並びに市長からの答弁もございましたように、入学を希望される皆さんの障害の程度だけで、その数が把握できるという状況ではありません。保護者の同意もあって、また設置場所ということを市長が申しましたように、設置場所の問題もございますので、具体的な調査に関しましては行っておりません。

それから、話が前後しますが、先週末、特別支援委員会というのがあっております。その中で、今、議員がおっしゃられる、数の把握とかいう分については、来年、小学校に上がることも、今、小学校にいる子、中学校にいる子の会議が持たれておりますので、その場で大まかな、大まかなというか、個々の数というか、詳細な状況については把握ができております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 4番、春田新一君。

○議員（4番 春田 新一君） 教育長不在ですので、部長はそのぐらいの回答になるというふうに思います。

これは県の事業になりますので、なかなか県との協議がスムーズにいかねばなりません。しかし、今度は、それがスムーズにいき出して、どこを選定するのか、対馬のこの広い中で、どこら辺に設置したらいいのかということも今から出てきますので、そこは教育委員会の中で協議をしながらやっていただきたいというふうに思います。

次、教育長が不在ですので、私の自己報告になるんですが、やはり県のほうとしても、なかなか、今、何か所も特別支援学校をつくらなければいけないということで、協議が進んでいるということで、なかなか順番というものもありますが、前回、教育長が答えられたのは、障害の種別によって、特別支援学級を開設していますということで、各学校にその支援が要ることもさんのために支援学級を開設をされているというふうに思います。

今年度、小学校では、19校中13校に25学級68名の児童が在籍をしています。これは重

度と、軽度と、いろいろこう障害があるというふうに思いますが、68名の児童が在籍をしていますということですね、小学校で。また、中学校では、13校中9校に12学級22名の生徒が在籍していると、特別支援学校に該当するような重度の障害を抱えているこどもも入級をしているというふうに考えられます。

一方では、親元を離れ、専門的な指導を受けるため、島外の特別支援学校に入学をしてあるこどもさんもあり、保護者の身体的・精神的、また経済的負担は大きいものと思います。このような現状を見たときに、小学校、中学校における特別支援学校開設を望むところであります。各小中学校の関係団体との情報共有を図りながら、県教育委員会特別支援課に情報提供をしながら、先に進めていきたいというふうに思いますという答弁でございました。

それで、私も、そういうことであるならば、やはり県のほうに先に申し出られないかないないということで、2回、もう県のほうに行きました。

まず、地元、坂本県議をお願いをして、県教育委員会特別支援課のほうへアポを取っていただきました。2月の24日に県庁の議員控室で課長さん、参事さん、それから担当の方と県議と私と5人で意見交換をさせていただきました。

県の考え方としては、対馬市と情報共有を図りながら前向きに進めていきたい、またここも前向きに進めていきたいということで、本当にこう心強い、心優しい人ばかりだなというふうに私は感じたところであります。

まずは、特別支援が必要なこどもの調査をお願いしたい、それは県のほうから対馬市のほうにお願いをしたいという申出がありました。

それから、調査報告に基づいて、県の支援課の方向性を出していきたい、それから事業に取り組んでいきたいというような回答を頂いたわけであります。

それから、その後、その課長さんと参事さんが、3月の異動で代わられましたので、これはまた引継ぎがあってないんじゃないかなというふうで、私はすぐまた県議をお願いをしたんですが、これが11月の20日にアポを取っていただき、県庁の7階の会議室で新しい課長さん、そして参事さんと担当の方と5名で、意見交換をさせていただきました。

課長さんは、いいことに虹の原特別支援学校からおいでになったということで、情報は私もよく把握していますというような回答でした。

それから、参事さんは、元大調小学校に勤務をしておりました。対馬の状況はよく分かってますということで、非常にこう力強いお言葉を頂いたわけでございます。

そういうような状況で、課長さんの話では、対馬市の情報を聞きながら、また、ここも一緒ですが、進めていきたい、学校の中に特別支援学校を設置するので、今後、どこを選定して、どこを希望されるのか、そこら辺も調査をしていただいて、選定をお願いしますというような、新し

い課長さんですよ、言われております。

だから、その調査とか、保護者とか、そういうところで協議をされながら、教育委員会としては取りまとめて、また県のほうにお願いをするというのが望ましいのではないかなというふうに思います。

あまり急いでもできないでしょうが、やはり順を追って、その県の特別支援課の課長さんも参事さんも、物すごく心が優しくて対応がいいんですから、そこら辺をどうにかうまい具合にいったらと言ったら、言葉に語弊がありますが、上手にやっていかなければいけない、いうふうに私は感じております。

そういうことで、先ほど部長のほうから、またちょっと回答がありました。望む会、設置を望む会の皆さんが、昨日ですかね、昨日、県の特別支援課のほうに足を運んでいかれたという話も聞いております。私のほうには、昨日、議会が終わって帰って、坂本県議から電話がありました。非常に、その保護者の方も市の市議会から来て、一生懸命取り組んであることに私も感銘をいたしましたので、進めていきますという言葉をもたらったということで、私も非常に、ああ、よかったなというふうには思っております。今後、また、私でできることがあれば、どんどん先に進めていきたいというふうに思いますので、今後の状況を見ながらやっていきたいというふうに思います。よろしくお願ひしときます。

この嘆願書ですが、1万7,835名の嘆願書を渡されたということで報告を受けております。非常に、そういうことで、設置が必要なんだなというようなことが分かりますので、ぜひ、そちらに置かないように、前向きに前向きに推し進めていっていただきたいというふうに思います。

あと1分になりました。市長、3点目を少しお尋ねいたします。

この3点目については、市長も1月の14日に上対馬会場で市政報告会の中で説明をされております。それから、厳原会場で1月17日に、また同じ説明をされております。非常にこう市長も前向きに取り組んであるんだなということも、私も分かりましたので、これはやはり行政だけじゃなくて、私も動かなければということで、今、動いております。そのことについて、先ほど市長のほうはもう答弁がありましたが、今後、教育委員会と関わりを持って、また、県のほうにお力添えをいただいて、一日も早い設置を望みます。

以上です。

○議長（小川 廣康君） これで、春田新一君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 昼食休憩とします。再開を午後1時ちょうどいたします。

午前11時53分休憩

午後0時59分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

報告します。黒田昭雄君から早退の届出があつております。

午前引き続き市政一般質問を行います。その前に市長から午前中の初村議員の答弁に対し、訂正の申出があつておりますので、これを許可いたします。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 午前中の初村議員の質問の中で、トワイレのトイレの関係のところ、私、バイオマス等による分解処理というふうに申しましたけど、バイオマスではなくてバクテリアと、そしてまたこれは微生物等の分解ということでございますので、訂正をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（小川 廣康君） はい、どうぞ。3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 皆さん、こんにちは。創政の長郷です。通告に従ひまして2点、本日は質問をいたしたいと思ひます。

まず1点目が、被災支援制度について、どのようにお考えかということについてお尋ねをいたします。

本年も台風第9号、第10号で、本市にも大きな被害が出ておるわけですが、今回の被害等についても、国の救済措置には該当しないということで、県もなかなか対応を渋っていたようですが、県のほうは単独事業で何とか対応しようということで、補正予算が要求されているようです。

このように局所的な災害が最近多発しておるわけです。なかなか国の共済制度、補助制度等が適用しにくいというような状況も考えられます。今、国のほうとしては、共済制度を活用するように特例をして、それに加入していない人たちについては、ペナルティーって言ったら過言かどうか知りませんが、補助率をダウンしていると、今議会においても市の説明を受けますと、未加入と加入の補助率の差が出ております。こういったことに対して、事業者としては、金額の多寡にかかわらず経営的に大変圧迫されるというのが現状じゃないかと考えます。

そこで市において、国県等の各種制度等に該当しない被災者、被災事業施設等について、その対応をどのようにお考えか、まず1点お伺ひをいたします。

2点目なんですが、これ指定管理制度なんですが、今、指定管理、市には多くの施設がございます。しかし、この指定管理制度は、その施設の設置目的を効果的に達成するために、民間事業者の持っているノウハウを活用しようと、それをするのがこの制度の大きな根幹であろうと思ひております。しかしながら、本市においては、特定の事業者が継続をして選定されていると、この原因は、公募しても応募者が1者であるとかいうのが多々見られているようです。こちら辺については、幾ら指定管理制度があるからといって、このまま検証しないで、ずるずるといくのは

いかななものかなと考えております。

この制度の対象施設の見直し、リスク分担の見直し等を再検証されて、新たに指定管理施設としての設備、施設等の管理を考えるように、立ち止まったらいかななものかなと考えています。といいますのは、市がつくっています公の施設の見直し等が多分来年の3月、計画が切れると思うんですけど、ここにはちっちゃくは書いてないです、大まかな施設だけが羅列されておりますけども、そういったことじゃなくて、公の施設全般について、ひとつ再検討するお考えがあるかないかお伺いいたします。

同じく指定管理の制度についてなんですけど、道路の維持という問題があります。これ、昨日も話が出てましたけど、観光地を目指す本市としては、国県道であろうと市道であろうと、清掃、除草、これは終年きれいにやってほしいなと願っているものであります。となれば、今、夏場で行っている草刈り作業で、果たしてそれが達成できるのかなということを考えたときに、道路法でいけば市町村が市町村道は管理するように規定されておりますが、全くできない話じゃないと私は考えておまして、道路の清掃、除草に限って指定管理制度を導入されるお考えがあるかないか、この2点について、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 長郷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、被災支援制度についてでございますが、まず農業施設では、令和元年度の大雨、台風第17号による災害復旧支援として、強い農業担い手づくり総合支援交付金事業により、19件の施設復旧を支援しております。令和2年度は、台風第9号、第10号により、92件の被害が発生しておりますが、今回の被害につきましては、従来の強い農業担い手づくり総合支援交付金事業の対象とならなかったことから、県の農業用ハウス、畜舎等の復旧対策支援事業を活用して、ビニールハウス等の修繕24件を市の負担分を合わせて本定例会に補正予算として上程しているところでございます。

次に、水産業施設については、台風第9号及び第10号により、11の漁協管内で、漁業施設、漁船、生けす、魚類、アコヤガイ等、180件程度の被害を受けており、新型コロナウイルス感染症の影響が継続する中、非常に厳しい経営を強いられております。

災害対策事業における水産業協同組合所管の施設、俗に言う暫定法でございますけども、農林水産業協同利用施設災害復旧事業、浜の活力再生成長促進交付金が活用可能でありますけども、早期復旧が必要な施設であるにも関わらず、災害申請等に長期間を要するため、有効活用には至っていない状況であります。

また、所属組合所有の民間施設等につきましては、共済制度を活用していただきながら、共済対象外施設については、今年度は、長崎県による養殖施設等の災害対策支援事業により、養殖施

設の復旧支援及び代替魚の購入支援を活用予定であります。これにつきましては、対馬市としても、県と同様の支援を行うべく、第3回臨時会において、予算を御承認いただいたところでございます。

毎年増加する災害に対応するため、甚大な被害が発生した場合は、規模状況により、国、県の支援策と併せて、適宜必要な対策を検討してまいります。

次に、指定管理制度についてでございますけれども、議員御承知のとおり、指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに対して、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的として、平成15年9月の改正地方自治法の施行により、導入された制度でございます。

本制度の導入に伴い、本市におきましても、各施設の設置条例を改正し、平成18年4月から施行をしているところでございます。令和2年4月現在において、本市が設置します公の施設のうち148施設については、指定管理で管理運営を行っているところでございます。このうち、集会施設、123施設については、地区住民等が主体的に利用する地域密着型の施設として、非公募により、地元地区を選定し、地区承諾のもとで管理運営を行っているところでございます。

議員御質問の指定管理の対象施設の検証と、その再検討について、1点目の対象施設の見直しと2点目のリスク分担について、併せてお答えいたします。

現在指定管理の対象となっております施設は、平成15年の指定管理者制度導入に伴い、それまで地方公共団体の出資団体等に限定して委託することが可能であった管理委託制度の廃止により、指定管理へ移行したのや、また6町合併後の行財政改革によります財政健全化や定員適正化などに伴い、直営や一部業務委託により、管理運営を行っていた施設を指定管理へ移行したものがほとんどでございます。これは、本市の厳しい財政状況において、本制度の目的の一つであります経費の節減を図ることに重視したことが、指定管理の対象施設となった大きな理由でございます。

しかしながら、制度導入後14年が経過し、3回目の更新を迎えようとしております。施設によって、用途や目的、規模が異なるため、過去の管理運営における収支、施設管理及びサービスなどの実績データに基づき、一部の施設においては、検証も必要かと考えております。まずは一旦立ち止まり、各施設の設置目的を効果的・効率的に達成するためには、指定管理、一部業務委託など、どの運営形態が最も適切であるかを総合的に判断したいと考えます。

また、指定管理におけるリスク分担につきましても、施設別に検証が必要かと思っております。今後、精査し、判断してまいりたいと考えております。

次に、道路清掃、除草の指定管理の件でございますけれども、指定管理者制度は、民間事業者の有するノウハウを広く活用することが有効であるとの考え方にに基づき、法改正され、導入されま

した。しかしながら、その中で、「道路法、河川法、学校教育法等、個別の法律において、公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることはできない」とされておりま

す。
御質問の道路の除草につきましては、道路法におきまして、国県道や市道の管理者は、国と地方公共団体に限定されていることから、法令上、市道は、指定管理者制度の適用はできないことになっておりますので、御理解くださるようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） ありがとうございます。

まず、被災のほうからお尋ねをいたします。

今、説明がございましたのは、補正予算等で説明を受けた、全く内容なんですけれども、私が尋ねているのは、県単事業でこの台風第9号、第10号は確かに、おっしゃるように、市も相応の負担はしております。が、これは県がやって、市がそれにのっかっているというのが現状じゃないかと思えます。国にしても同じことなんです、義務負担というのか、県とか国からのお願い負担というのか、そこら辺は定かではありませんが、いずれにしても、地元自治体も何らかの負担を強いられているというのが現状だと思います。

そこで、例えば、県の場合、国の場合もそうだと思うんだけど、一定の金額、例えば、今回の第9号、第10号に限っては50万以上という枠組みがあります。それも、今、市が負担しているのは、先ほど言いましたように、農業共済なり、収入保険なり、いろいろな各種共済等に入っていない場合、入っている場合の差があります。市として、ここら辺をもう少し明確にしておきたいんですが、助成率は県の場合、共済に入ってた10分の3ですね。市の場合、県がお願いしている市に対する非加入の場合は100分の15ですよ。市町村の負担も同じく、共済に加入した場合は10分の1、加入していない場合は20分の1という、県は枠組みをつくっております。市もこれに沿って予算を上程されておるということですが、私が尋ねたいのは、この県がつくった、今回に限ってですよ、県が単独でやっているこの事業の、県が要望している負担率だけをのせているんで、ここら辺をもう少し検討する必要があるんじゃないかと、共済に入っている人、入っていない人の差額は生じるということをお考えたときに、逆から考えると、この共済制度について市の担当部署は、その共済組合なり、何なりと共同しながら、この特例をされておるのか、もし、被災受益者が、その共済制度すら知らなければ、同じ被災しても、補助率の悪いほうに振り分けざるを得ない、ここを救済する考えはないかということをお尋ねしているわけです。もう一度お願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 申し訳ございません。確かに、今、議員おっしゃられるように、共済に加入している場合と非加入の場合は助成率が変わっているようであります。これにつきましては、今、どういう形で、その説明と申しますか、関係者のほうに周知しているかということでございますけれども、これにつきましては、後ほどまた担当部長のほうに答えていただきたいというふうに思っておりますが、ただ、私も手元に、今年度の台風第9号、第10号で被災した農業用ハウスや畜舎等の復旧支援事業で、共済組合に加入されてない方、また加入されてある方のリストをちょっといただきましたけれども、共済の関係で補助率等が、やっぱり個々でも違ってきているというようなことでありますので、もし今後こういうことであれば、その周知等には図っていかねばならないというふうには思っておりますが、今現在の状況については、担当部長のほうにお答えさせていただきます。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 長郷議員の御質問にお答えします。

共済制度に加入してもらうためのPRが必要ではないかということですが、現在、共済については農業共済、それと農協の保険制度等があると思っておりますけれども、農業共済については、かなりもう、正確な数字は把握しておりませんが、加入率は高いものと考えております。

ただ、その中で、加入が、加入したくても加入ができない施設等があるということも存じておりますが、その分につきましては、今後、農協の保険のほうで対応が可能な分もあるということ聞いておりますので、その辺をもう少し精査していきたいと思っております。それが可能であれば、農業者の皆さんのほうに周知をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） これは大切なことですから、農業経営のみ係るか、水産も一緒なんです。根幹に関わることですから、知らないで通していったら、せっかく第1次産業をもっと振興せんばいかんと言いながらも、こういう、その、フォローする場合がある箇所ではフォローできなければ、経営は難しくなるんです。

今の答弁を、隅をつつくわけじゃないんだけど、今の答弁だと承知してないように聞こえるんです、保険制度そのものが。農協で捉えるものは捉えます、個別具体的にこういったものについてはありません、こういったものについてはありますというぐらいの調査をしていかないと、本当は救えませんよ。

共済制度が今年から収入保険制度に変わりますよね、変わりますよね、御存じだと思うんですけど、この共済、収入保険制度に入るためには申告が必ず必要なんです。白でも申告は申告ですけど、基本的には青色申告です。青色申告してその収支にまつわるものを基本として収入保険

料の金額が算定されると、大ざっぱに言えば、そういう制度に変わっているわけですね、この11月から受付が始まっているはずです。だから、共済は共済としてそれは確かに仕事ですから、やられてるんでしょうが、しかし、それ、市が直接関わらないという話でもないと思うんですよ。そこら辺は担当部としてどういうふうに携わっておられるのか、お伺いいたします。

それともう一点、先ほど部長もおっしゃったけども、保険対象とならない施設というのがあるんです。これは、構築物は多分ならないと思います。例えば、一言で建物というけど、税法上でいう建物と、この保険にする建物、若干ずれがあるみたいですね。壁がないものも建物なんだけど、壁がなければ共済制度には今のところ拾うべきがないです、これは構築物ですから。構築物は保険が今のところ、私の知る限りはない、もしあれば助かるんだけど、そういったものについて、市としてどのような考えを持ってあるのか、この2点、お願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 1点目の共済制度の加入について、市としてどういうふうに関わっているのかということでございますが、共済については、それぞれ周知はしていると思えますけども、詳しい内容については、ちょっと申し訳ないですけども、私のほうでちょっと把握できる分がございません。

次に、その建物の分でございますが、構築物については共済の対象にはならないということでございますが、その分については、私のほうも把握しておりまして、屋根と柱だけの、いわゆる構築物というものでございますが、その分については共済の対象にならないというふうには聞いております。

例えば、堆肥舎とか牛舎とか、その辺については共済の対象にならないということは聞いておりますが、先ほども申しましたとおり、農協の保険のほうで、その分を救えるような対処を今していただいているということを知っております。詳しい内容についてはまだそこまでは把握はしていませんが、一応その農協のほうでできるような話は聞いております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） もうこれ以上、ここに突っ込む必要はないんですが、こういったふうに被災をされる人たち、しょうがないんですよ、自然災害ですから。最近、毎年何らかの大きな災害が起こっておるわけですが、ここら辺をもう少しよく精査されて、救う道を考えていただきたい。もちろん、保険に入るのがもっともいい手段であることは皆さん御承知なんです。ただ、今、部長もおっしゃるように、ないものもあります。だから、できるだけないものがあるように、の方向で働きかけをしていただきたいと思います。と思います。

それで、市としてはどうなんですか、その救えない部分について救う気持ちはありますか。市

としてのその補助金交付要綱なり基準なり、被災に対する、そういったものはつくってありますかね。あるかないかだけで結構です。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 市の単独事業としてはございませんけども、国の補助事業の中で、被災分について国の補助の対象となれば、市の補助も出せるという補助金の要綱については現在整備中でございます。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 市長にお尋ねします。

ちょっと答えが曖昧模糊で、はっきりしないんですけど、救えない部分を救う気持ちがあるのかないだけ聞いているわけです。そこら辺の検討をしていただけるかいただけないか、指示していただけるかいただけないか、どうぞお気持ちをお聞かせください。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 私も、この共済制度等に、ちょっとまだなかなか詳しくないということ、御容赦願いたいというところはあるんですけども、ただ、おっしゃられるように、救いたい気持ちは山々でありますけども、その前に、やはり共済制度等に、まず加入されることが第一ではなからうかと思えます。その後の件については、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 今、農業のほうだけ話しましたが、本当は水産も同じことなんです。御存じだと思うんですけど、例えば、今回、真珠を取り上げましたけども、真珠の中はちっちゃく分かれてるんですよ。稚貝は共済担当に入っていないんですよ。ところが、核入れしたものは共済があるんです。稚貝は、生産されている漁家の方がおられますけども、こういった方は被害があっても共済に入るすべがないんです。共済制度そのものがないわけです。ここら辺も併せて検討していただければと思いますが、被災がないことを願うばかりですけども、もし、今後、こういう被災があった場合、養殖業者に対して今回いろいろ県も市も御支援いただいているようですけども、そういったように、入りたくても入れないというのが現実ありますので、そこら辺もう一度よく担当課のほうで精査されて、今後遺漏のない対応を希望いたします。

次の指定管理のほうに入りますけども、指定管理のことなんですけど、先ほど説明がありましたけども、財政状況という言葉が市長は使われたんですけども、端的に伺いますが、指定管理している指定管理料と、そうじゃなくて、維持管理をした場合の経済比較はなされたことありますか。指定管理施設について指定管理料の合計とそうじゃない場合の、単独でやった、委託等でや

ったときの効果は検証されたことありますか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 私もその件については直接担当したこともありませんので、その比較をしたかどうかはわかりません。ただし、これまでも、今までみたいな直営と指定管理と比較した場合には、どうしても直営の場合は指定管理に比べて、人件費等が課題になってくるのではなからうかというふうに思っておりますので、一概には言えませんが、指定管理のほうが事業費としては割安にならうかというふうに考えております。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 概念的話では先行けませんので、この比較については、ぜひ、先ほど再検討、検証するというお話がありましたので、その折にでも、指定管理、出した場合と出さない場合の差額を精査していただきたいと思います。といいますのは、一つの例取りますけど、湯多里ランドつしまです。今回、公募かけられて、募集があつてませんよね。それで、その募集要項をちょっとネットから取って見たんですけども、これだと応募してくる人いないという、私は判断いたしました。ここ書いてあるのが、まずプールしか指定管理対象になってないんですよ。令和4年度からは、対馬市木質バイオマスエネルギー導入計画に基づき、熱エネルギーサービス事業を導入する予定です。これはこれでいいんですけども、だから、令和3年度においては、温浴施設は運営できませんよという書き方されていますね。そして、レストランの場合は指定管理から離しますよと、だからレストランをやりたい人は別にレストラン用のを挙げてくださいという募集要項ですよ。これからすると、あそこは多分レストランと温浴とプールの3つで組み立てていると思うんですけど、こういう募集して、果たして手を挙げる人が出てくるんですかね。

だから、指定管理そのものについて、私の見解とすれば、本当の意味の指定管理は理解いただいているのかどうかというのはちょっと疑問を持つんです。これに限ったことではありませんよ、ほかにもありますよ、ほかの施設も。ただ、例示的に、今、対象になっているのが、今、募集しているのがここですから、ここであえて言いますが、いかがでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 湯多里ランドにつきましては、実はその温浴施設のほうは、特に今、配管等が次から次に老朽化により修理が必要となるということから、令和3年度においては、配管等の大規模改修を行わなければならないというようなことから、この運営が難しいのではなからうかというようなことから、令和3年度についての温浴施設については、指定管理制度は採用しないと、プールのみということで募集をしているというところでございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） だからどうするんですかと私は尋ねているのであって、それでは

もう多分プラスにならないと思いますよ、指定管理。市がどのくらい指定管理料は積算しているかわかりませんが。これはこれでおきますけど。

お尋ねします。指定管理料は算定する方法の基準ってどんなふうな形で行われているか教えてください。

○議長（小川 廣康君） 総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） 指定管理料の算定基準についての質問でございますが、施設も多種多様でございますので、個々にそのような基準というのは設けておりません。そして、新たに指定管理を導入したいという施設があれば、施設の運営費、人件費を含めたところの運営費から収支計画表を提出いただいて、その妥当性を指定管理選定委員会の中で審査をして、決定をしているというような状況でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 妥当性、なかなか難しい解釈になるんですけど、要は、指定する側の市の担当部署としては、この施設については過去の実績から見て、このくらいで収まるだろうというシミュレーションもやってないという理解になりますが、それでよろしいんですか。だから、一つ例示、極端に言いますが、1億で指定管理したいよという業者が出てきましたよ、その1億をそのままのみして指定管理なされるのか、さっき言った財政的状况とか、人件費とか、多額にかかる予定、考えられるんで、指定管理が有利だよという説明だったけど、その根拠はないのと一緒ですよ、今の説明だと。1億で指定管理してもらいたかったら、市もそれなりの根拠は持つかないと、比較対象は出てこないと思うんです。管理者のぽんと出した資料だけを、ああ、これ切ろう切ろうって切って、結局は1割減になりましたと、じゃ、これで指定管理出しますからお願いできますかと、極端にはこういう話になるんじゃないですか。それで、公の施設は施設ごとに担当部署も違うわけですから、そこら辺はどんなふうにお考えか、お願いします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 指定管理につきましては、先ほども総務部長のほうからも答弁しましたように、多種多様な施設になりますので、その種別にいろんなパターンがあろうかと思います。

確かに、それを収支、まず計画等ですけども、ケーブルテレビ等につきましては、私、以前、担当のときに、まず初めての指定管理ということになりますので、自分たちでどのような経費がかかり、また収入についてはどのような収入があるかということをして10年間にわたって算出をいたしまして、その上で指定管理が妥当かどうかということを経緯がございまして、

確かに、議員おっしゃられるように、できる、そういう、施設関係での指定管理は算出する方法が必要であらうかと思いますけども、ただ、その種類別によっては、ちょっとなかなか困難な施設等もあろうかというふうに思います。なかなか難しい問題であるということでございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） もう水かけ論になりますから、これはこれで、指定管理料の算定については、今後、それぞれの担当される部署においてシミュレーションしていただければ結構だと思います。

何で私がこういうことを言っているのかというのは、先ほどの共済制度も、被災者もそうなんだけど、市については財政的にそんな豊かであるわけじゃないんで、私はこの指定管理制度は果たして適当かどうかという疑問を施設ごとに抱えております。そこを精査していただけるということですから、あえて言いませんが、そういった、その指定管理料についても、さっき市長が言われたように、ケーブルテレビについては当初初めてですから、それは致し方ないと思いますが、もう3回目の更新に来ているわけです。もう実績が上がっているわけです。だから、それは少し、私としては答えにならないという理解をしておりますが、もうそれ以上ここで論じるつもりはありませんが、今後やられる場合についてひとつ御検討いただきたい。

それともう一つ、さっき言われた、集会所が123施設あると言われる、これを地区に指定管理するっていかなものかなと思いますよ。指定管理になじむんですか。収入はほとんどないでしょう。維持管理だけじゃないですか。

ほいで、地域から、例えば、屋根が壊れた、壁が壊れた、修理をお願いしますと担当課に行っただとしても、いや、予算がないからちょっと待ってくださいよという、今、答弁、全部出してありますよね。これって指定管理にしたらおかしいんですよ、指定管理しているわけですから。報告を、地区から来て、ああ、こういうことが起きているんだなど、それはリスク分担表の中で、ちゃんとうたわれているわけでしょう。市がやるようになっているじゃないですか。でも、予算がないからちょっと待ってくださいよって話は、それはそれとして理解するにしても、それを全く要望書の答えとしてそれを出しているというのは、私は考え方が少しずれているんじゃないかと思うんですよ。委託じゃないんですよ、指定管理なんですよ。だから、使用料とか発生しないんじゃないですか、ほとんど集会所って。通常の備品は、消耗品は当然、地元が負担してっていう契約条項ですから、それはそれでいいんですけどね。そういう、屋根が、この台風みたいに屋根が飛んだ、あるいは屋根が漏水が多いんで、改めて屋根つけたらそれが飛んで行ってしまって、相手の方に迷惑かけて、補償金を払わなければならないというようなケースが起こるわけです。

指定管理者は善良な管理はしているんだけど、あくまでも地区にやってたら、詳細な、どこが破損して、どこが老朽化してて、どこが、そういったとで被害を受けそうだというのは、多分無理だと思うんですよ。多分、報告書も取ってないでしょう。ほかの、金銭が伴うところは、多分、報告書、毎年、決算書が上がるでしょう。利用実績とか上げてくるじゃないですか。しかし、集会所についてはそういう性格のものじゃないから取らないでも構いませんけども、そういったも

のの整理の仕方はしっかりしていただいたほうが、地区の方も安心して維持管理ができるんじゃないかと私は考えます。

だから、今回のことが起こらないとも限らないんで、そこら辺についてはその地区との協定、しっかりしてもらいたいと思います。

リスク分担表と協定条項の中身がそごがあります。そこら辺もよく考えて精査していただきたいと思います。

それと、次なんですけど、道路の話をさっき、道路法で確かに、今、市長の答弁されたのが事実なんですけど、でも、道路法の中に、この解釈をどうすればいいのか教えてもらえればいいんですけど、道路管理者以外の者の行う工事という条項が第24条にあるんですよ。これ、必要な部分だけ読みますが、ただし、道路の維持で政令で定める簡易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しないという条項もあるし、これは維持管理、維持です、あくまでも。清掃と除草ですから、維持についてはできるんじゃないですか。そして、維持・修繕協定の締結ということであって、災害の発生時において、道路管理者以外の者が特定の道路を維持することができるという、22条の2にあります。これは多分、災害で土砂崩れ来ました、増水して川が氾濫して道路が通行できませんというようなものが想定できますけども、こういう災害が多いときは、各事務所がどここの人たちにあの区間の泥を撤去してくださいというお願いしているはずなんです。だから、そういったものについて迅速にできるのは、指定管理制度もひとつ考えていいんじゃないかと。やれと言っているわけじゃないんですよ、清掃を常にやっておけば災害も少なくなるよと私は言っているんです。

今、各事務所に2名ずつ道路維持管理をする人員を配置されていますよね。それはそれで大いに役立っているところなんですけども、ちょっと資料見ると金額がえらい、年間の金額が少なく、働いていただいているようなんですけども、ここら辺を含めると、雇用の問題とか、環境のいい道路の整備の在り方とか、観光立島を目指す本市としては、道路が狭くなってきている現状、狭くなっている、表現がちょっと悪いんですけど、イノシシとか鹿が頑張っって泥を道路に落としてくれるんで、その泥が堆積したら草がいっぱい生えます。当然、そうなったら交通の支障になります。こういったものを除去することも必要かと考えております。公の道路じゃなくて、先日も出たように観光道路等についても、一定の人たちを指定管理みたいに維持管理をお願いしてもいいんじゃないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 平成15年の7月17日付で、総務省自治行政局長のほうから通達が出ております。その中で、「道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において、公の施設の管理主体が限定される場合は、指定管理者制度を採ることはできない」ものであるということが通達

できておりますけども、特にこの中でも、道路法等につきましては、市道は市が管理しておりますので、この通達によりまして、指定管理者制度を採ることは適法じゃないというような判断をしているところでございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 確かに道路法、それが優先度は十分わかりますが、私が言っているのは、絶対できないということじゃないと思うんですよ。というのは、同じ総務省自治行政局長の通達で平成22年12月28日発令されたものがありますよね。指定管理者制度の運用についてという、これは、市長がおっしゃるように、平成15年9月に設けた制度がかなりたっているんで見直しましょうというような通達で、確かに道路は各都道府県がそれぞれやるように明記はされておりますが、全くできないという話でもないんで、これを仮に指定管理じゃなくても委託でも構いません、道路環境をとにかくよくしてもらえればいいわけですから、その指定管理にこだわっているわけじゃないんです。だから、道路環境を、今やっている管理者を各2名ずつ置いてありますが、それでは頑張っても不十分なんで、もう少し道路が広く使えるようにという配慮をしていただきたいということを要望しているんですけども、その考えについては御賛同いただけますか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 要は、道路管理につきましては、市民、そしてまた公共の通行に影響を与えないようにすることから、議員おっしゃられるように、そこら辺の管理清掃等はきちっとしなければならぬという思いは持っておりますが、まだ今後、指定管理はなかなか難しいというようなことでありますので、これを直営の一部業務委託か、またその入札等による委託等を検討していきたいというふうに思います。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 一つお願いがあります。入札は避けていただきたい。なぜならば、今年の国県道の草刈り作業は、落札業者がいなくて随分遅れて事業を実施するというお話を伺っております。

だから、要するに、メーター単価の問題なのか、事業量の問題なのか分かりませんが、落札業者がない、入札してしまえば、そこら辺は臨機応変に対応していただきたいと考えます。

もう一点、最後ですが、港湾ターミナルビルが完成しましたが、ここは指定管理する予定はございますか。聞こえてない。港湾ターミナルビル、この施設は委託方式でやるのか指定管理方式でやるのか、条例上は指定管理ができるように書かれておりますが、どのようにお考えかを。

○議長（小川 廣康君） 時間が迫っております、簡単をお願いします。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 担当部長のほうに答えさせていただきます。

○議長（小川 廣康君） 建設部長、伊賀敏治君。

○建設部長（伊賀 敏治君） 国内ターミナルビルにつきましては、航路事業者が九州郵船ということになっておりますので、どうしてもその九州郵船関係を外してという指定管理ということは考えられないと思いますので、指定管理には適さないかなというふうに思っております。

○議長（小川 廣康君） これで、長郷泰二君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 以上で本日予定しておりました市政一般質問は終わりました。

明日も引き続き、定刻から市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後1時51分散会
